

資料

令和 3 年第 3 回定例市議会議案
条例新旧対照表

議案第 4 3 号	執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について	
	執行機関の附属機関に関する条例の一部改正案……………	1
	(附則改正)	
	非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正案(附則第2条関係)……………	2
議案第 4 4 号	藤井寺市印鑑条例の一部改正について	
	藤井寺市印鑑条例の一部改正案……………	3
議案第 4 5 号	藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	
	藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案……………	5

議案第 43 号

執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について

○執行機関の附属機関に関する条例（昭和42年藤井寺市条例第19号） 新旧対照表

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務
(略)			(略)		
市長	市立藤井寺市民病院医療倫理委員会	市民病院において行う医療行為及び臨床的研究についての倫理的観点からの審議に関する事務	市長	市立藤井寺市民病院医療倫理委員会	市民病院において行う医療行為及び臨床的研究についての倫理的観点からの審議に関する事務
市長	市立藤井寺市民病院改革プラン評価委員会	市立藤井寺市民病院改革プランの実施状況の点検及び評価についての調査審議に関する事務	教育委員会	藤井寺市立小中学校通学区審議会	市立小中学校の通学区域に関する調査審議に関する事務
教育委員会	藤井寺市立小中学校通学区審議会	市立小中学校の通学区域に関する調査審議に関する事務	(略)		
(略)					

○非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第17号） 新旧対照表
 （附則第2条関係）

改正後		改正前	
別表第1（第2条、第4条関係）		別表第1（第2条、第4条関係）	
区分	報酬額	区分	報酬額
(略)		(略)	
健康増進計画・食育推進計画策定委員会委員	日額 9,500円	健康増進計画・食育推進計画策定委員会委員	日額 9,500円
市立藤井寺市民病院改革プラン評価委員会委員	日額 9,500円	消防団団長	年額 160,000円
消防団団長	年額 160,000円	(略)	
(略)			

議案第 44 号

藤井寺市印鑑条例の一部改正について

○藤井寺市印鑑条例（平成6年藤井寺市条例第16号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）</u> <u>第13条</u> 前条の規定にかかわらず、登録者は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）に記録されている利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書で有効なものに限る。）を利用することにより、<u>多機能端末機</u>（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものをいう。）で印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p> <p>（質問調査） <u>第14条</u> （略）</p> <p>（手数料） <u>第15条</u> （略） 2 （略）</p> <p>（閲覧の禁止） <u>第16条</u> （略）</p> <p>（藤井寺市行政手続条例の適用除外） <u>第17条</u> （略）</p> <p>（規則への委任）</p>	<p>（質問調査） <u>第13条</u> （略）</p> <p>（手数料） <u>第14条</u> （略） 2 （略）</p> <p>（閲覧の禁止） <u>第15条</u> （略）</p> <p>（藤井寺市行政手続条例の適用除外） <u>第16条</u> （略）</p> <p>（規則への委任）</p>

改正後	改正前
第18条 (略)	第17条 (略)

議案第 45 号

藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年藤井寺市条例第19号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員の一般的要件)</p> <p>第8条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けたものでなければならない。</p> <p>(職員)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したものである。</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</p>	<p>(職員の一般的要件)</p> <p>第8条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けた者でなければならない。</p> <p>(職員)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了した者でなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事した者</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めた者</p>

改正後	改正前
<p>(10) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は<u>補助員</u>が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合でその他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(苦情への対応)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。</p>	<p>(10) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は<u>補助者</u>が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合でその他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(苦情への対応)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法(昭和26年法律45号)第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。</p>

